

## 教師教育経営試論(1)

—教職の意義等に関する科目「教職入門」を担当して—

岡 東 壽 隆

(2001年9月28日受理)

Management of Teacher Education (1) :

Through the experience of instruction on "introduction to teaching profession"

Toshitaka Okato

The purpose of this paper is to examine the ideal method of contents constitution, teaching, and evaluation of the lecture, in a charge of a new lesson subject. Author report the following supplementary contents that present and felt in the lesson called "introduction to teaching profession".

1. Educational environment is changing as follows :

- 1) The number of student / children whom many teachers cannot understand are increasing.
- 2) Society is changing from a value system emphasizing "equality" to emphasizing "freedom" into a value system. Vitalization of education is planned by stimulating of such a social "competition".
- 3) "Latitude" is invented through careful selection of school curriculum, but it does not lead to life with latitude even for the child.
- 4) Information technology makes progress, but utilizing it in a classroom has not progressed yet.
- 5) Although the view of scholastic ability is changed, it is fidgety "ability to live".

2. The relationship between the educational reform and school administration is changing as follows :

- 1) There is necessity to develop independent and autonomous management.
- 2) The performance problem of teaching staff are increasing.
- 3) Teaching / learning activities corresponding to each of the children are requested.
- 4) The crisis called "scholastic ability decline" is appearing.
- 5) The new problem action of the children is appearing.
- 6) The parents that are non-educational and critical to school education are increasing.

3. Contradictions that author felt in the lectures :

- 1) The difficulty of the cultivating of the sense of duty, sense of responsibility as a teacher.
- 2) The difficulty that impresses the service order.
- 3) The severity of recruitment situation.
- 4) The need of relation making with the student.
- 5) The non-opportunity of the capacity formation corresponding to the school scene.
- 6) The need of creative practice competence.

4. Keywords that author always emphasized in the lectures.

- 1) A teacher is a person of integrity.
- 2) A teacher is a supporter of learning.
- 3) A teacher is an autonomous training person.
- 4) A teacher is a whole public servant.
- 5) The educational management in community that supports the school is requested.

Key Words: significance of teaching profession, educational environments, educational reform, school administration and management

キーワード：教職の意義、教育環境、教育改革、学校経営

## はじめに

教育職員養成審議会は、1997年7月28日、深刻ないじめ、不登校、校内暴力等の教育問題に対応でき、個性的で創造的な資質・能力を持った教員を確保する教員養成度の改善案を答申した。それを受け、1998年6月25日に、教育職員免許法及び同法施行規則の一部を改正する省令が公布され、1999年-2000年から養成カリキュラムは改善された。合わせて、1998年度から、義務教育諸学校の教員になるためには「介護等体験」が義務化された。

新制度において幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の一種免許状を取得するために、専門教育で修得する最低単位数は、①教科に関する科目について幼稚園-6単位、小学校-8単位、中・高等学校-20単位、②教職に関する科目について幼稚園-35単位、小学校-41単位、中学校-31単位、高等学校-23単位、③教科または教職に関する科目について幼稚園・小学校-10単位、中学校-8単位、高等学校-16単位である。新旧制度を比較すると、「教科に関する科目」の修得単位数が減り、その減少分は小学校では「教職または教科に関する科目」の単位数に、中・高等学校では、「教職に関する科目」と「教職または教科に関する科目」の単位数に置換された。

筆者は、このような変化の中で、「教職に関する科目」「教職の基礎理論に関する科目」中の「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」の担当からはずれ、新たに「教職入門」という授業科目名の「教職の意義等に関する科目」の担当者として課程認定を受け、新たな授業に挑戦しなければならなくなってしまった。経営的事項に関する授業であれば、資料等を用意しなくとも30時間の半分程度は一定以上の講義水準を確保する自信があるが、新しい科目は講義ノートもなく、専門的適切なテキストもないので講義内容には苦労した。ちなみに大学院に席替えする設置審の方に提出した専門的授業科目は「教育経営学」である。

本研究は6つの柱からなっており、毎時間の授業中、講義内容についてさまざまな観点で学生から情報を収集し、どのような講義内容を構成して授業を展開するか、その授業をどうのように評価したら、この科目的趣旨が生かされるかを検討するものである。担当者の力量、学生からフィードバックされた情報等の分析と考察は熊丸真太郎氏（博士課程後期生）に一任し、筆者には若干の弁明をする程度で、主観や操作が入らないよう留意している。

なお、本稿は、直接、講義の柱にした内容ではなく、講義を豊かにしたり、気分の転換を図ったりしたとき

に話した内容や、「教職入門」担当者として教員養成にどのような姿勢を持って対応しているかについて論述するものである。それゆえ、参考文献は筆者の最近の論文を中心に列挙しているが、最近の拙論である「教師の専門性について」（岡東壽隆, 2001 b）とは重複しないよう配慮した。それも講義において触れた点であるので合わせてご検討いただければ幸いである。

## 1. 教育環境の変化

### (1) わからない子ども

少子社会は、子どもをつくるか否かを選択するだけでなく、どのような子どもに育てるかを選択する社会でもある。子どもの減少は子育てを二つの方向に向かわせている。一つは、「少なく生んで賢く育てる」ために、自らが手間をかける方向である。もう一つは子どもの数は少ないが子育てを外部に委託する親の存在である。

親が手間をかけてもその中身が問題である。子どもを社会的に華やかな職業、経済的地位の高い職業にと、大きな期待をかけて学習や訓練に精出す。子どもの側からすれば、親の目標に合致している間は愛を一身に受ける。しかし、親の期待を裏切り、自らも自信を失うとき、過保護は過干渉に転化し、そこにはささいなことでもストレスを感じ、反社会的、非社会的行動をとる子どもが少なからず存在する。また、バーチャル・リアリティと社会体験のなさがこころのもろさを露呈する。いのちを大切にするこころ、弱者を励ますこころ、共感するこころはこのような環境からは育たないだろう。

子育てを専門とする組織に委託する親も子どもの幸せを願う。しかし、親と子がこころの絆を保たないで成長した子どもはどのような子どもだろうか。冷たいこころの持ち主だろうか。子育てには適時性がある。タイミングがある。適切な時期に適切な教育に出会わないと、その子のこころは安定しない。引きこもり症候群やプライバティゼーションの傾向は、家族関係における教育作用の影響が大きい。乳幼児期に母親との関係が希薄化し、反抗期にはものわかりのいい父親と友だちになるという母子関係の希薄化や父権の喪失の帰結が、子どもに混乱を生んでいるのであろうか。

いずれのタイプにしろ、教師はこのような子どもと直面しなければならない。

### (2) 競争という刺激

これからの教育は顧客がチョイスする時代である。それは質の高いもの、ニーズに沿うものが生き残るという競争社会である。学校も自己評価から他者評価の

時代になる。学校選択はすでに珍しくなくなった。これからは教師の質が問われる。

最近、塾や予備校における講師陣は力量の向上や魅力を高めることに涙ぐましい努力を続けている。研修会に参加したり、子どもの気持ちを理解するためにカウンセリングの技術を習得したり、はたまた、子どもの学習意欲の喚起の仕方、授業における間の取り方、授業における身だしなみ、などあらゆる努力をして誘引性を高めようとしている。このような状態がしばらく続ければ、学校よりも塾の方が勉強がよくわかる、楽しく勉強できる、先生も自分をよく理解してくれる、などといった状況が来る。

私立学校と公立学校の競争も激化する。私立学校の生き残りには、特進コース、特別奨学生制度などを活用して大学への進学実績を上げるというストラテジーが一方の極にあり、もう一方の極には良妻賢母の教育やしつけ教育の戦略がある。そのためのさまざまなS I (スクール・アイデンティティ) 戦略が展開される。

公立学校は学校選択制を採用しつつあるが、このような競争的な環境のなかで自らの力で生き残れるのか。教師は、公務員という身分に甘えるのではなくて、子どもや保護者から公立学校のサービスを、塾や私立学校以上に、高く評価されるように努力しなければ顧客を減らすことになるだろう。

私学の経営戦略において、これまで高等教育段階をドメインとする基盤拡大を志向したが、これからは義務教育諸学校、特に小学校への介入が財政難の自治体に代って経営主体になる戦略も考えられる。自治体による学校管理は構造改革の「聖域」や「原則」ではない。

### (3) ゆとりの幻想

現在の勤務実態からみれば、教育課程の削減等を通じても、教員の多忙感は恒常的であり、ストレスは慢性化し続けるだろう。授業は「学力低下」や「指導力不足」という批判、「免許の更新制」というプレッシャーにさらされ、なおかつ、授業以外の指導力もこれまで以上に要請されている。

学校には、①子どもとの信頼関係をとりもどすこと、②子どもたちが主体的に参加し学習する授業づくり、③子どもの声を聞き、対話し、ねばり強く対応すること、④子ども自身の自発的で主体的な活動を発展させること、⑤子どもの人権を尊重すること、が求められる。しかし、これらは容易にできない。子どもの方に目を向ける時間を生み出すような職務体系の見直すとともに、こころのゆとりを取り戻すこと、学級定数の削減などによって、子どもとの関係をより確かなものにしていく改革の実を上げなければならない。学校を

教育的で人間的な環境にする必要がある。

効率性の論理は、教育における簡潔性、直接性、即効性などの特性を求める思惟を発展させた。子どもが言うことを聞かないとイライラし、時間のかからない指導を求め出す。教師の体罰の問題など、まさにその典型である。子どもの無秩序な、自己規制のまったくきかない実態を説き、体罰の効果を「愛の鞭」の論理で正統化するなど、時間的余裕のなさが醸成してきたといってよい。いじめの問題、不登校の問題も然りである。簡単で時間がかかる指導の中ではこのような問題は解決しない。時間をかけたきめこまかな指導が展開できる体制を構築する必要がある。

### (4) I T化と授業

学習主体の行動に重きをおけば、教えることに便利な空間は、必ずしも学習には向いていない。一斉に子どもたちを指導する伝統的な教室は、学習者個々が主体的にそれぞれの学習を展開するためには不向きである。学習内容や方法に応じて家具を自由に動かしたり、資料コーナーやコンピュータ・コーナーなどを配置したオープン・スペースの方がはるかに便利である。これから教師にはこのように、空間の活用と管理の能力が求められる。

学習空間において期待されているものにマルチメディアとして機能するコンピュータがある。このメディアは人間の諸要求のかなりの部分に感應性を持つに至った。教科書という文字情報以上に効果的なものが存在する。これらを使いこなしていく力が教師に期待される。

コンピュータは教師に代るものではない。教師の活動には子どもとの精神の相互作用があり、たえず、それを改善していく創造性を保有する。教師は与えられた学習ソフトを使って満足する存在でもない。教師の創造的な活動にコンピュータ利用が組み込まれるとき、はじめてソフトが教材としての意味を持つ。メディアや機械に振り回されていると、「多忙感とストレス」は払拭できないし、子どもの真の学習の道具にもならないだろう。

### (5) 浮ついた「生きる力」

筆者の座右の銘である「土魂」に関して、授業の合間に話す。めったにこのことばは発しないが趣旨はよく話す。人間が生きていくとき「土」がいかに重要かを説くものである。環境的、物理的、身体的にもそうだが、精神的、価値的な面を強調する。かつて感銘を受けた飯沼二郎氏の論（文献忘却・喪失）だが「土」から離れた価値観をあまりに重視する世界になりすぎた。教育を通じて、汗を流す労働を嫌う人間を作り出してはいいないか。I T世界、W E B世界だけで生きら

れる人間は少数である。芸術やスポーツで生活できる人間も少数だ。これらの分野において才能を発揮する少数の人間は絶えず創造的努力を重ねて技術を練磨・開発し、我々に物理的豊かさ、利便性、潤いを提供してくれる。しかし、それは直接、人類の「食」に通じるものではない。世界的分業論は国家、民族、宗教等の争いをみれば実現に乏しい幻想である。しかも分業の固定はやがてはそれからの解放の闘争を生む。逆に、グローバリゼーションは米国を中心とする世界戦略である。米国にとって都合の悪い為政者の下にある国民はささいなことでも大きな脅威にさらされる。

科学技術創造立国に対応する教育体制も未構築であるが、生きる原点である環境と労働を重んじ、その再生を図る教育が必要である。「土」に近い労働を軽視する教育を通じては、人間の「生きる力」どころか国のサバイバルさえ危うい。体験活動や奉仕活動をどのように位置づけ、指導するかは教師に課せられた大きな課題になろう。

## 2、教育改革と学校経営

### (1) 自主的・自律的学校経営

中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について」の答申（1998.9）以降、自主的・自律的学校経営が提唱され、校長の教育理念と強力なリーダーシップが期待された。そのために、一方で職員会議が補助機関化され、他方で、校長の求めに応じて学校経営について助言等をする学校評議員制（学校教育法施行規則の一部改正、2000.1）が設けられた。このような改革は、学校の創造的な経営を通じて特色ある教育活動の展開を期待するものである。

今日の学校教育上の問題を教員の指導力不足などの現象に求め、教員の資質・能力の向上や指導力のない教員を転職させる施策が浮上しているが、筆者はそれぞれの学校における実践哲学の貧困に起因すると考えている。とりわけ、校長の教育理念が、学習指導要領の理念や趣旨と矛盾したり逸脱したりする場合、学校の教育活動は「危機」と理解してよい。教職員のみならず、保護者、地域の関係者は日々の校長の生活態度や専門性をきびしく見つめている。校長の教育理念が浅薄で魅力がなく説得力を持たないものであれば、教職員の協働性の弛緩、ないしは崩壊につながる。

強力なリーダーシップは正しい教育理念に支えられていないと、「秩序」だけを求める強権的な経営になり、教職員の心をつかまない。教職員は服務規定上、上司の命令に従う義務がある。教職員は「遵法闘争」的に、消極的に勤務するに過ぎない非創造的な存在となる。

リーダーシップの是非は主任などのミドルリーダーの問題でもある。さらに、学級担任と子どもとの関係にも該当する。スクールリーダーの各層は、自らの実践を反省しつつ専門性をみがき、あらゆる層のフォロワーの心をつかまないといけない。

### (2) 教職員が抱える問題状況

学校の教職員の人間関係は、表面的な秩序性の影には校務分掌上の役割葛藤にとどまらず、教育観（イデオロギー）、学閥、インフォーマルな派閥等による「闘争」が潜行している。このような従来型のものに加えて、教育改革をめぐって、守旧派のさまざまな抵抗と、新旧交えての「解釈」の対立がある。このような状況に巻き込まれて疲弊する教職員もいる一方で、自己の世界に閉じこもり、沈黙を決め込んだり、見て見ぬふりをしたりする逃避型の教職員も多い。

かつて、「和」という相互支援の体制が伝統的な美德とされ、協働性、同僚性、支援性、相互批判性や向上性などの特性が学校という組織を支え、教育力の維持に一定の機能を果たしてきた。バーナード（Barnard, C. I.）に従えば、協働関係の構築は①共有すべき教育目標、②相互の意思疎通を図るコミュニケーション、③教職員全員で協働しようという意思形成、の三つの要素が基本である。そのような機能すら私事化のなかで姿を消し、さまざまな視点から教職員をめぐる危機的状況が指摘されている。

それらのうち主要なものを列挙すれば、公的な側面では①指導力不足、②法禁されている体罰の行使、③子どもの人権を軽視ないし無視した対応、④国旗・国歌の指導義務の放棄や社会的通念を逸脱した対応、⑤子ども、同僚及び保護者に対する猥褻やセクハラ行為、⑥教員の職務遂行評価（勤務評定）への反対、⑦学級や学年、そして学校を開くことへの抵抗、⑧勤務時間中の組合活動、⑨校務遂行を通じての過労やメンタルヘルスの崩壊、⑩公金や寄付金の不正使用などである。このような行為に対する同僚教師や管理職の「見て見ぬふり」の責任は重い。私的な側面では、返済不能な借財を負った教職員、私的な要因で心身に故障を起こした教職員、刑事事件を起こした教職員などが存在する。

### (3) 教授・学習活動

「特色ある学校経営」から「特色ある学校教育」という＜教育＞活動に踏んだ学校の自主的・自律的経営は、「総合的な学習の時間」だけでなく、すべての教育活動において、教職員の創造的な努力を期待していると解釈できる。

そうした中で、教育課程のスリム化を反映して、基礎・基本の確実な定着、応用的問題解決過程における

思考過程を重視した授業がさまざまな方法で展開されている。他方で、生活科、道徳の時間なども実践的力量の向上を志向して体験活動を重視する。奉仕活動も近々カリキュラム化される。多様な教育活動が学校の内外で展開されていくと予想できる。授業の多様化、特に体験や経験を重視した活動がますます増加していくが、教育の対象である現在の子どもはどのように理解される存在なのだろうか。「わからない子ども」として先述したが、無理解は許されない。

少なくとも教員には、どのような教育活動であれ、子ども全員を一律に遭遇できない存在である、という理解を求めていいると考える。それは一般に言われる「個性の尊重」を意味しない。もっと具体的に、体調であり、こころの病であり、不可解なもの見方や考え方を持った存在だ、ということである。体育で1500m走の授業の前には必ず健康チェックがいる。また、化学薬品を扱う授業を始めるときにはアレルギー・チェックが必要となる。「基礎・基本の確実な定着」を図るときにも、一定知識や考え方の押しつけでなく、子どもの反応を解釈しながら授業を展開する配慮がいる。子どもの一人ひとりの心身の状況を理解した上で教育的負荷をかける必要性が増している。これは、リスクをおそれて必要な教育活動を抑制することではない。

#### (4) 学力低下という危機

現在、経済界や大学、文部科学省外の官僚OBなどを含め、子どもの学力低下を憂慮する議論が噴出している。その論理は未だに実施されていない教育課程の厳選が学力低下を招いているというものから、1989年の学習指導要領の改訂が間違っていたというものまで多様である。そのような批判者の中で、経済的な不況を生じさせ、学ぶことに夢を描けなくした社会状況を反省する政治家や経済人はいない。受験のために知識を詰込んだ結果、入学後に勉学に辟易している大学生の姿を反省する教育関係者もいない。入試科目を削減し、入学後の補習教育をすすんで引き受けた大学人も、その成果が上がらない実態を反省している者も少ない。

来年度（2002年度）から実施される教育課程はその内容が大幅に厳選されたことから学力が著しく低下するのではないかという憂いは払拭できない。批判はこれまで文部科学省に向けられてきた。しかし、来春からは子どもの学習を実感する保護者の反応は学校に向かられよう。これまでの「批判」を払拭する方向に学校が対応するか、それとも「批判」通りであるかは数年後に結論が出る。後者であれば、学校の本質に関わるものであり、最大の「危機」と考える。

文部科学省の政策には「ゆれ」が見られる。例えば、学習指導要領を「最低限の基準」とする傾向が見えだ

した。義務教育段階における厳格な教科書検定はどのような影響をもたらすのであろうか。問題はこれからの学校の対応である。学校は子どもや保護者に確実に学力が伸長しているという実績を示さなければならぬ。そうでなければ、被害をこうむるのは子どもたちである。

1989年の学習指導要領の改訂から10年以上経過し、2002年から新たな学習指導要領に基づく教育が完全実施される。前者の学習指導要領は、教え込み「教育」から、子どもの主体的な「学習」へとパラダイムの転換を図った点で評価された。自己教育力の育成が「新学力」の核心に位置づいた。「生きる力」の育成という学力観にも自己教育力は核心に位置づいている。

しかし、このような学力は定着しているのだろうか。筆者の学生との接触からの感覚だが、教員の言うことはよくメモする。学習内容も教科書からうまく解答を導く。だが、自分で勉強しない、自分の考えが出ない、社会的な問題になると、どこに解決すべき課題があるのか理解できていない。教え込み、詰め込みからの解放は確かに「学習の方法」や「学習態度」に変化をもたらした。しかし、学習行為というポーズの取り方を教え込んだにすぎなかつたのではないか、という疑念は晴れない。

#### (5) 子どもの新しい荒れ

教育の対象である児童生徒が理解できないという教師は多い。子ども理解や授業にかなり自信を持っている者でも、人事異動に伴って新たに赴任した学校の子どもに自分の指導が通じないというケースが報告されている。また、相当の指導力のある中堅からベテラン教師であっても、この子がどうしてこのような行為をするのか理解できない「新たな荒れ」が生れている。そして、自分の教育観や力量に自信を失いバーンアウトするケースもある。

小学校段階から少数だが、子ども同士の暴力、対教師暴力等が発生したり、性非行が潜行したりする問題行動が絶えない。これが中学校や高等学校段階になると大きな事件や犯罪に結びつくケースも稀ではない。学級崩壊は、その深刻度は異なる多くの学校で存在すると聞く。学校は学習の場である。それを妨害するような行為が尋常でない場合は「出席停止」による対応もやむをえない（文部科学省はこの面の法案を提出中であることを授業中に指摘したが、2001年7月11日に、学校教育法の一部を改正する法律が公布されたことを報告する。第26条関係）。

また、教師に分からぬところで、いじめを行う。これへの対応は非常な困難である。一例だが、運動能力にすぐれ、学力もかなりの力を發揮するのに、不登

校の女生徒がいる。家庭では教師すら読まないような難解な書物が愛読書である。明るくて身体的な病気はないから、これまで担任された先生は家庭訪問の印象から「すぐに学校に適応します」と楽観的になり安心する。しかし、その子は学校に行かない。学級の中で皆と一緒に生活ができないのではない。そうすると、友達が、休んでいるのに同じ生活というのは不公平だと言って批判する。教師とすれば、陸上部の活動だけでも参加したらというと、それこそ恵まれすぎて友達に叱られるという。その子は学校以外の公共施設への参加に問題はない。カウンセラーはクライアントにしたがって相談室に来るよう誘うが、研究材料にはなりたくないと言つて拒否している。

このような不登校なら問題は軽度でいくらでも人生を取り返すことができよう。不登校で深刻な問題は、学校に行くこと自体が身体的ないしは精神的な拒否反応を示す場合である。教師は決してこの分野の専門家ではない。カウンセリング・マインドは期待されてもカウンセラーではない。このようなケースに遭遇すると、養護教諭やカウンセラーと連携し要因を理解しようとするが、彼らにケースの全面解決を期待することも限界を知る必要がある。原因を究明し、処方を考える有資格者は専門医である。

飲酒・喫煙からはじまり、シンナー等の薬物を経て、覚醒剤などに手を出していく子どもが存在すれば早期に適切な対応をしなければならない。服装の自由化を求める子どもの存在とは問題の性質が違う。彼らには生命を守るために厳罰主義もやむをえない。

#### (6) 非教育的な保護者の存在

最近の顕著になったのは非教育的な保護者の存在である。「自分の子どもの教育は自分の考え方で行う。学校に無理に行かなくてもよいではないか。」「学校は家庭以上の教育をやっているのか。任せられない。」「学校は子どものことで家に来てまで干渉するな、どうしようと俺の勝手だ。」

児童生徒の虐待の実態もマスコミを通じて報道されている。その中には虐待死も存在する。親が子どもを愛することは当然のことと疑うことはなかった。ペスタロッチの思想から教師は「母の愛」「父の愛」にも似たアガペーを持つべきだと学んだ。範例であったのである。

確かに近年の経済不況の中で安定した家庭生活を営むことができない家庭が増えた。若い夫婦で解雇に遭い、生活に窮する家庭も多い。また、若くして離婚する率も高くなっている。母子、父子家庭の増加は、子どもだけで生活しなければならない時間や状況を否応なく増やす。家庭でひとりぼっちで夕食をとる。ゲー

ムで時間をつぶす。それでも寂しいから同じような境遇の子どもとたむろする。ここまでくると誉められた行動を呈する子どもはいなくなる。

保護者も耐えられなくて「キレ」る。それがまず「自分の子ども」にあたり、子どもの面倒を見る教師にあたる。教師に無理難題や無謀な要求を突きつけてくる。その内容には「脅迫」じみたものまで存在するのである。

学校依存の傾向を持つ保護者は相変わらず多いが、学校経営において、このようなタイプの保護者の存在にも配慮しなければならなくなつた。

### 3、授業「教職入門」担当者が抱える矛盾

#### (1) 教員としての使命感、責任感

教員の地位に関する勧告は「教職は、専門職と認められるものとする。教職は、きびしい不断の研究より得られ、かつ、維持される専門的な知識及び技能を教員に要求する公共の役務の一形態であり、また、教員が受け持つ生徒の教育及び福祉について各個人の及び共同の責任感を要求するものである」という。一般に専門職に従事する者の行動原理は、①自らの専門的知識や技術に対して自尊心と責任感を有し、自己規律的にそれを行使し、②普遍的、公共的な価値実現に貢献しているという強い信念を持つ。それと、③専門職としての仕事に強い使命感を持ち、④自律的な意思決定に基づき行動する。

「教職入門」において、専門職に求められる責任感と使命感を教授する。教育職員養成審議会の答申内容を専門職論と統合させて詳細な講義内容を提示する。次第にその内容は説教調の講義になる。対象は、茶髪や青髪、ピアスをつけた学生もいる。出席していればよい、聞く耳を持たないという態度の持ち主もいる。一応、注意するが、その内容は、教師になろうとする者にあるまじき行動とか、「介護等体験」や「教育実習」においては決して許される髪形や服装ではない、という陳腐な内容にとどまる。

講義中、大村はま氏が指摘する教師の禁句「静かにしなさい!」「わかりましたか?」ということばを発しない。授業の開始時には静かになるまで講義しないで待っている。私語は講義に関することなら隣同士でおおいにしなさいとも言ってある。質問はいつでも受ける。授業が終了して個人的な質問に答えることも少なくない。但し、170人の学生（常時出席は150人前後）を対象にした講義からは、教師への適性があるかどうか、一人ひとりの特性を見抜くことはできない。

## (2) 教員の服務規律

大阪教育大学附属小学校の事件をはじめて聞いたとき不謹慎だが、教師の犯罪かと疑った。本稿を執筆中には教師による中学1年生女生徒殺人事件が起きた。行政サイドから教師の「質」を厳しく問う傾向があるが、同僚からの「厳しさ」と「支援」は希薄化している。そのような中で教師の児童生徒に対する猥褻や体罰などの犯罪は増加傾向を辿っている。

「教職入門」において教員の服務規律に関しては、地方公務員法、教育公務員特例法を中心に特に力を入れた。一般的な服務に関する禁止、制限、義務規定を講義するだけでなく、「指導力不足教員」「不適格教員」などのいわゆる「問題教師」に関する知見や法改正の動向（文部科学省は「指導が不適切である」者に対して、研修等必要な措置を行ってもなお適切な指導ができない者を免職及び県職への採用を内容とする地教行法の改正を提出し2001年7月11日に改正公布をみた）も講義内容に盛り込んだり、筆者（授業担当者）に対する「問題教師」の指標を用いた調査を行ったり、「介護等体験」や教育実習校での身だしなみなどの常識をも含めて講義した。メンタルヘルスの維持・管理に関する講義も加えている。

しかし、学生の反応は思わしくない。公務員の服務規律を正しく理解する姿勢に乏しい。むしろ、どのような規制に対して抵抗もしくは無視する傾向すら見られるのである。教員の服務規律に関しては稿を改めて、講義内容とその解釈、そして学生の反応を分析し、評価の在り方を含め考察したい。

## (3) 職業としての安定志向

教職を志向する者は、郷里に帰り、実家から近隣の学校への勤務を希望する者が多い。また、安定した収入と定住性が魅力を持つ。さすがに、このような不純な動機だけで教師になろうとするものは少ないが、どんな教師になりたいとか、どのような教育を実践したいとかの夢を抱く学生も少ない。

「教職入門」において、教員養成、採用、研修の実態と在り方にも言及する。本学は教員養成系の「東大」といって志望動機の低下を警戒する一方で、現実の数字を挙げながら採用選考の困難を説明しなければならない。教員になろうとする志望を強化し、あとに続く「教職に関する科目」等への学習のレディネスを持たせることが授業の目的であるが、学生自身が教職以外の職業への転換を早めに意思決定し、総合大学のよさを生かして進路に沿った学習を可能にすることもこの授業の役割と考える。大学院への進学、教育関係の公務員の職務とその採用形態をはじめとして、行政職という公務員、さらには企業への就職へと進路指導する。

このような職業選択の幅の広さを講義しなければならない。

余談だが、教員採用の難関を突破して教職に就いた新採用教員の指導力がないと、現場の管理職からしばしば指摘される。また、広島大学出身者の指導力は落ちているのではないかと批判される。マーケット論に基づけば、我々大学側の責任だけでなく、任命権者の採用選考の在り方が問題だと感じざるを得ない。

## (4) 児童生徒との関係づくりに必要な能力

管理職は期待する教師の力量として、スポーツや文化活動等の指導技術を指摘する。このようなニーズに基づいて「教職入門」の授業では、運動部や芸術系の課外活動を奨めている。そのための休講すら一定程度許容している（利用する者はほとんどいない）。教師にとって必要な技術を習得する活動と認めているからだ。教員に必要な能力は、「知識」やその教授力だけではない。「人間性」も重要だが、児童生徒と実際に適正な関係が構築できる行動技術が求められる。

教育職員養成審議会は「特色ある教師」を期待した。教育学部のシラバスをみると、このような観点での力量形成はほとんどない。教職に関する科目はほとんどが講義中心であり、実習が伴っていない。従って、学生には課外活動等を通じて、一種でもよいから特技を身につけなさいと講義する。

## (5) 現場に対応した力量形成の機会がない

現在の教育現場は学級崩壊やいじめ、不登校、暴力と児童生徒の問題行動があとを絶たない。新教育学部の体制はよく分からぬが、教員養成は免許法改正の趣旨に反して、専門教科の知識や指導法の教授が各コースで大きく縛りをかけており、学校現場に対応できる実践的な能力の育成を志向したものになっていない。

学部改革を経て、所属する教育学講座は「研究」志向だそうである。博士課程前期、後期の授業が多い。それと学位取得のための指導がかなりの頻度に入る。インフォーマルな指導時間もかなりある。また、分厚い論文を読まなければならない。どれほどのエネルギーが費やされるのか、慢性的に疲労ぎみである。授業時数は高等学校の教員と同等程度である。授業の準備もしなければならない。それらに加えて、研究活動に精励しなければならないシステムである。このような中で現場に対応した新たな授業の創設は不可能である。

## (6) 創造的実践力が求められる教師

グッドサンとハーグリーブスに従えば、教職は、①授業等における自由裁量権の拡大、②実現すべき価値体系に沿ったカリキュラム評価権の拡大、③共有する専門的知識や技術を活用し協力し合う協働文化の形成、④自己防衛的な自律性ではなく、地域における開かれ

たパートナーシップの構築、⑤子どもへの積極的なケアに必要な資質・能力の形成、⑥専門的知識・技術と実践の基準に照らした自律的な継続的学習、⑦教師の職務の複合性に相応する地位と報酬の提供の諸点から、その専門職性を再考しなければならないという。

中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について」(1998.9)の答申を受けて、学校経営の自主性・自律性を認める、学校裁量権の拡大をみた。それは、上記の7項目を教員に直接許容するものではない。しかし、「特色ある学校経営」から「特色ある教育活動」へと踏み込み、教員の創造性を期待するものとなってい。また、教育課程審議会の答申、学習指導要領の改訂、指導要録の改訂など一連の改革は、教員の創造的な実践を期待している。しかし、筆者に限ってのことだろうが、現在のシステムだと、これらを経験させる「ゆとり」がなく「生きた力」をつけさせることはできない。

#### 4、講義において常に強調したこと

##### (1) 教師の仕事

教師の仕事は伝統的に、文化遺産の伝達にあるといわれてきた。この行為は事物の授受のような單なる外的な伝達ではなく、知識・技術の伝達をはかりつつも、人間の心性を陶冶する敬虔な目的を持つ。教師は子どもとの人格的接触を通じて彼らの全人格を陶冶する。このことは、教師が、知識・技術を伝達する能力を持ち合わせることはもちろん、人間形成者としての必須の資質（人格性）を豊かに持った者でなければならない。真実あふれる人間味と人間に対する純粋の愛（教育愛）をもって教育する者が教師である。

小原國芳氏はその著『師道』の中で、「自己を磨き、子たちと共に進む教師。日々に新しい生命に燃ゆる教師。全身からほとばしる熱と光ある教師」を期待した。「師道とは、永遠の道を、スピノザの教えた『永劫の相に於いて』追い求めること、確乎不動の心をもて理性の示すところに従うこと」であるとし、「師は片々たる知識や小手先の技術ではなく、その全人格的「志」を以って弟子を感化するものでなければなりません」という。

皇至道氏は「東洋の師は、…道徳教育を使命とする伝統をもち、…師の本質は、学問および芸能の伝達を通して、道を体得されることにある」と述べる。また「己が為にするは君子の学なり、人の為にするは小人の学なり、而して己がためにするの学は人の師となるを好むに非ずして自ら人の師となるべし」(吉田松陰『講孟余話』)を引用し、日本の師の「道徳的、消極的な性

格に基づいて、『学ぶ』ことと『教える』ことを統一的に考える」伝統があると指摘した。ここに教師自ら人格性と技術性を統合し、子たちに「徳」を教える教師像が描くことができる。

教育実践歴の長い名校長、斎藤喜博氏はつぎのようにいう。教師の仕事は、「一人一人の子どもの成長を助ける仕事だ。それぞれの子どもの持っている無限の可能性を引き出し、かたちにして、そのことによって、子どもの成長を助けていく」という、こういう仕事」だという。子どもの事実をもとに、それがよりよくなるように考え、工夫していく仕事、子どもと教師とが、相互にかかわりあっていく仕事が教師の仕事である。ほんとうの「教師」になるには、教師自らが意図的、目的的に教師教育学を志向しつつ、師道を歩まなければならない。

##### (2) 教師は学習の支援者である

学校における最近の授業は「生きる力」の育成を大きな目標にして「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の形成を志向して展開されている。これらの学力は、子どもが授業を創っていく過程を通じて形成される。その意味で、学校生活においてようやく子どもが主役になった。子ども自らが学習する、そこに必要に応じて教師が援助する、そういうふた子ども主体の授業が行われている。授業は、教え込む「教育」から、子ども自らが学ぶ「学習」へとパラダイムシフトした。

このパラダイムシフトは子ども観の転換を求める。新学力観とリンクする子ども観は、子どもを客体的、受動的な存在として理解しない。子どもは「無限の可能性を持つ存在」「挑戦する存在」「自己実現を求める存在」「責任を果たす存在」「創造力を發揮する存在」「主体的に判断する存在」「学習意欲や関心を持つ存在」「豊かな表現能力を持つ存在」「経験や体験から学ぶ存在」などポジティブなイメージで描かれる。

指導は学習の支援である。教え込みではない。一人ひとりのよさや可能性を發揮させるとともに、積極的な課題探求と解決の過程を期待する。また、一人ひとりの学習目標や課題の幅と水準の多様化を許容する。現実に子どもの学習可能性のラインはそれぞれにおいて異なる。子どもは自己決定したラインに到達するために学習を行う。指導は、画一から多様へ、一斉指導から個別指導へとバリエーションを広げる。

##### (3) 教師は自律的な研修者である

専門職の基準はいくつかあるが、教職はなかでもきびしい不断の研究活動と人間性の陶冶を通じて、専門職性と人間性との統合・発展を図ることが大きな特徴である。この活動は自律的であり、個々人の姿勢と態

度が問われる。これを筆者は自律的研修と呼ぶ。

この研修は個人研修とか自主研修という概念と明確に区別できるものではないが、専門職に従事する者にはオートノミーが強く求められる。自律的研修は、①自己の経験的力量やニーズを診断し、②自らが研修領域や目標を決定し、③その達成を志向して必要なすべての情報を収集し、④研修計画に即して情報の分析と統合を行い、⑤その成果を客観的な指標に照らして評価し、⑥さらに日々の実践に適用したり、公表していくという過程からなる。このような自律的研修があつて教師の専門職的成长が見込まれる。近年、期待される教師像として、反省的教師 (reflective teacher) が説かれるが、これも自律的に自己の実践を反省し常に教え方を学び続ける教師像である。

斎藤喜博氏は、教師が「教師」になる「基礎訓練」の方法を七点にわたって指摘している。一つは、自らの実践に学ぶこと、二つは他人の経験を、繰返して体験してみるとこと、三つは「自分の実践から学び、他の模写をするだけでなく、先人に直接手をとって教えてもらうこと、四つは難物だと言われる子どもから学ぶこと、五つは、教師が学習しなければ駄目だということ。六つは教師と子どもが「共に学ぶ」ということ、七つは「事実につき、事実をつくり出す仕事を」すること、である。

教育公務員特例法第19条は、教員は「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と指摘する。これは、研修を、職務遂行に必要不可欠な活動として捉え、絶えず研修に努めなければならない「義務」として規定している。いわば職務の公共性に由来する義務性ではあるが、職務の自律性に起因する権利性を担保するには自律的研修が求められるのである。

#### (4) 教師は全体の奉仕者である

すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない（憲法第15条第2項）。これは、地方公務員法にも謳われ、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を擧げてこれに専念しなければならない。」（同法第30条）とされている。教師の場合は、教育基本法において「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」（教育基本法第6条第2項）とされる。これらの原理に沿つて「教育を通じて国民全体に奉仕する」教育公務員の服務規定が存在する。

学校は組織である。学校の教育目標を達成するため

には校務を分掌して遂行する必要がある。教師は「学級王国」で自由度が高く、気ままに暮せると思っていたら間違つた。健全な協働体系の構築・維持が学校経営の機能の一部を構成している。

#### (5) 求められる地域教育経営

保護者や地域住民が主体となった地域教育経営の必要性を指摘してきた。「一定地域のなかで人々の教育・学習に関係する者が、教育の実態を直視し、教育観や理念の共通理解を深めながら、地域の教育目標や課題を設定し、その達成に向かって教育領域や機能の分担を図り、教育資源を最大に活用し、相互に連携することによって、総体として人々の教育・学習を促進する営み」が地域に存在すれば、学校の経営はいっそう円滑化するだろう。例えば、健全育成活動の促進、地域・家庭ぐるみの危機管理体制の創造、学校の具体的な教育活動を説明する責任の履行（アカウンタビリティ）、学校教育の直接援助行為などは、保護者や住民が経営主体となった幅広い支援体制が存在すると円滑に機能する。地域ごとに形態は異なつてよい。校長の求めに応じて意見や助言を述べる学校評議員制度を核として地域展開を図つてもよいし、学校を支援するNPO活動を組織化してもよいし、従来から存在するPTA活動の学校支援面の活性化を図つてもよい。「教職入門」の授業のことだが、文部科学省は地域にサポート・システムを設けるという。地域に問題解決的な教育経営システムが存在すれば、学校経営も一層円滑化するだろう。

## おわりに

本稿は、「教職入門」という授業において、講義に変化をつけたり、講義内容の転換時に話した内容を中心にまとめたものだが、併せて、教師教育経営試論を展開する「序論」に位置づく。つぎの2報からは授業を通じて、あるいは学生から得た情報を分析することによって、「学生の教員志望と授業担当者の力量評定」「教員の服務規律の講義内容と学生の反応と評価」「学校経営に関する講義内容と教育経営学講義との関係」「学生が嫌う教師像と講義内容との関連」「学生が理想とする教師像と講義内容との関連」を主題とする教師教育経営試論を展開していきたい。

#### ＜関係自筆文献＞

岡東壽隆著(1994)『スクールリーダーとしての管理職』

東洋館出版社。

山極 隆編著(1996)『キーワード中教審答申』教育開発研究所。「教員の資質・能力」を執筆。

岡東壽隆・鈴木邦治共著(1997)『教師の勤務構造とメンタル・ヘルス』多賀出版。

岡東壽隆著(1997)『地域における生涯学習の支援システム－地域教育経営の理論と実践－』東洋館出版社。

新井郁男編著(1999)『教職員の新しい関係づくり』教育開発研究所。「教職員に問題が起ったときに協力・連携体制を図るリーダーシップ」を執筆。

岡東壽隆・福本昌之編著(2000)『学校の組織文化とリーダーシップ』多賀出版。

矢野光恵・岡東壽隆(2001)「校長の期待する「特色ある教師」像に関する研究(1)－得意分野の創造との関連で－」、中国・四国教育学会編『教育学研究』第1部、第46巻、pp.569-575。

岡東壽隆(2001a)「高等学校の教育改革動向と総合的な学習の時間」『平成12年度広島大学附属福山中・高等学校研究報告書 総合的な学習』、pp.89-105。

岡東壽隆(2001b)「教員の専門性について」、日本教育経営学会編『日本教育経営学会紀要』第43号、pp.2-15。

八尾坂編著(2001)『指導力不足教員』教育開発研究所。「学校経営と教員のメンタル・ヘルスの維持・管理」ほかを執筆。

児島邦宏・天笠茂編著(2001)『第3巻 学校を変える管理職の条件』ぎょうせい。「学校の組織文化の構造と特質」を執筆。

岡東壽隆編著(2001)『重視される組織運営能力－自主的・自律的な学校経営』教育開発研究所。

＜参考・引用文献＞

斎藤喜博著(1958)『学校づくりの記』国土社。

市川昭午著(1966)『専門職としての教師』明治図書。

斎藤喜博著(1971)『教師の仕事と技術』国土社。

大村はま著(1973)『教えるということ』共文社。

小原國芳著(1974)『師道』玉川大学出版部。

皇至道著(1979)『教師のための100の名言』玉川大学出版部。

国立大学協会教員養成制度特別委員会(1993)『教育大学・教育学部生の教職への意識と意見』(中間報告)。

Goodson, I. F. and Hargreaves, A. (eds.) (1996) Teachers' Professional Lives, London: Falmer Press.

今津幸次郎(1996)『変動社会の教師教育』、名古屋大学出版会。

＜行政資料＞

教育職員養成審議会答申(昭和62年12月18日)「教員の資質・能力の向上方策等について」。

教育職員養成審議会第一次答申(平成9年7月28日)「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」。

文部省教職員課(平成10年6月)「介護等体験の実施について」。

『官報』号外第130号(平成10年6月25日)「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(文部省令第28号)。

文部事務次官通達(平成10年6月25日)「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について」。

中央教育審議会答申(平成10年9月28日)「今後の地方教育行政の在り方について」。

子どもの未来と世界について考える懇談会(平成11年2月3日)「子どもの未来と世界について考える懇談会提言」。

『官報』号外第144号(平成13年7月11日)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(法律第104号)。

『官報』号外第144号(平成13年7月11日)「学校教育法の一部を改正する法律」(法律第105号)。

教育改革国民会議(平成12年12月22日)「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」。

文部科学省(平成13年1月25日)「21世紀教育新生プラン」。